
基本構想

この『基本構想』は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするもので、平成 12 年に策定されました。後期基本計画における分野別計画は、基本構想における施策の大綱に基づいて体系化されています。

基本構想は平成 32 年を目標年次としているため、後期基本計画の策定に際し、改定は行いません。

序 章

はじめに

「市民一人ひとりが育てあげるまち」は、まちづくりの原点です。社会経済の発展によって、私たちはさまざまな物を手に入れてきました。しかし、自分が住んでいる地域とのつながりやかかわりについてはどうでしょう。これからの時代は、個人のライフスタイルに合わせた快適性が求められる一方で、自分が住んでいる地域とのつながりが必要なのではないのでしょうか。

心の豊かな市民生活を実現するためには、私たちが暮らしを営んでいる地域が、心から「住みたい」「住んで良かった」と思えることが最も重要なことではないのでしょうか。

市民が心に安らぎを感じ、暮らしていて楽しい、心からふるさとを実感できる地域づくりを、私たち自らの手でつくり、育て、守っていかねばなりません。

船橋市は、そんなまちづくりを目指しています。

この基本構想は、このようなまちづくりを実現するための基本的な方向を示したものです。

1 基本構想の目的

この構想は、将来の本市のあるべき姿を示すとともに、これらを実現するための基本的な施策の方向を明らかにし、市政運営の指針とするものです。

2 基本構想の目標年次

この構想は、平成 32 年（2020 年）を目標年次とします。

第1章 まちづくりの基本理念

「まち」は、単に「ひと」が住むためだけの場所ではありません。「まち」は人々が暮らし、働き、学び、憩うなど、さまざまな生活が繰り広げられる「場」であり、私たちの日々の営みを支えながら新しい文化を築き、子どもや孫たちの世代へと歴史を刻み続けていきます。

「まち」の主役は市民一人ひとりであり、先人や私たち市民が「まち」をつくり発展させてきました。

船橋市は、いつの時代にあっても、先人から引き継いできた歴史や風土に根ざしながら、市民一人ひとりがその能力を十分活かし、希望と生きがいを育てていく「まち」でありたいと願っています。

そのためには、子どもから高齢者まですべての市民が一人の人間として尊重され、お互いの個性を認めあい、支えあい、助けあう中で生きがいを持って暮らすことのできる、「ひと」と「ひと」とがふれあう心のかよった地域社会を構築していくことが必要です。

本市は、前面に「海」、内陸部に豊かな「緑」という恵まれた自然環境の中で、昔から農漁業や商工業が、盛んなまちとして栄え、首都圏の中でも大きな特長を持った都市といえます。

このような特長を活かして、「自然」と「都市」と「ひと」との調和を保ち、すべての市民が心と心の交流を図りながら、生き生きとした生活を営み、船橋に住むことを誇りと感じ、いつまでも住み続けたいと思えるようなまちづくりを進め、次の世代へ誇りを持って引き継いでいける、温かな心に満ちた「ふるさと・ふなばし」を目指します。

このようなまちづくりの基本理念を踏まえ、本市のまちづくりの目標を

「生き生きとしたふれあいの都市・ふなばし」

と定めます。

第2章 将来都市像

まちづくりの基本理念を踏まえ、本市の将来都市像を次のとおり設定します。

第1節 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち (子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成)

高齢者や障害者をはじめ、すべての市民が分け隔てなく平等に社会参画でき、住み慣れた地域社会や家庭で一人ひとりが大切にされ、心ふれあいながら、ゆとりと生きがいを持って、健やかで安心して暮らし続けられるまちを目指します。

本格的な長寿社会の中で、高齢者や障害者が社会の一員として自立し、生きがいを持って生活できるよう、いたわりあいや支えあいの心を共有する温かい地域社会をつくります。

また、市民が生涯を通じて健康で生き生きと暮らすことができるよう、保健・医療・福祉の連携のもと、日々の安心な生活を支えるしくみや体制の充実を図ります。

さらに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

第2節 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち (自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成)

生活に潤いを与えてくれる「自然」と便利な暮らしを支える「都市」とそこで生活する「ひと」とが調和のとれた関係を保ち、安全で快適な安らぎのあるまちを目指します。

潤いのある心豊かな市民生活のために、海や川や緑といったかけがえのない自然を活かしながら、「ひと」と「自然」が共生する環境負荷の少ないまちづくりを進めます。

また、清潔で快適な生活基盤の整備、消防・防災体制の充実など、市民の生命と暮らしを守る生活環境を整え、市民一人ひとりが安心して暮らせるまちをつくります。

第3節 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち (文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成)

文化の薫り高い豊かな心を育み、人と人との心のふれあいを基調とする魅力ある教育を推進し、市民一人ひとりが生涯にわたって生きがいを持って暮らすことのできるまちを目指します。

次代を担う子どもたちが、人と人とのふれあいを通じて、人間味あふれる豊かな心を育むため、家庭・学校・地域の一層の連携を強めるとともに、自ら考え、行動できる主体性を伸ばす心の教育を推進します。

また、市民一人ひとりが自ら学ぶことにより、生きがいを感じ充実した生活が送れるよう、文化、スポーツ・レクリエーションなど生涯学習を推進するとともに、船橋の歴史と伝統に育まれた文化を受け継ぎながら、地域や世界の人々との間で幅広い交流活動を推進し、さまざまなふれあいを通じて市民文化の向上を図ります。

第4節 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち (市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成)

市民生活を支え、都市の魅力や活力を生むための原動力となる多様な産業を育て、住み、働き、生活するすべての人々が、生き生きとした豊かな暮らしを実感できるまちを目指します。

本市の地域特性を活かして発展してきた農漁業を育成するとともに、商工業などの振興を図ります。

また、今まで培われてきた技術を活かして、消費者のニーズに応える魅力ある新たな産業の創造と育成を図ります。

さらに、就業意欲を持った人たちが安心して働くことのできる環境の整備を進めるとともに、市民が安心できる消費生活の確立を図ります。

第5節 都市の活力を生み発展し続けるまち (市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成)

市民の便利な暮らしを支え、人々の交流や産業活動を促進するための骨格となる都市の基盤が整備されたまちを目指します。

自然と都市との調和のとれた適切な土地利用を図るとともに、だれもが便利で快適に市民生活を送ることができ、また、人と人との交流、産業活動などを促進するための交通網・情報網を整備・充実するほか、海を活かした魅力あるまちづくりを進めます。

また、市民生活をより便利なものにし、船橋らしさを持った都市の魅力を創出するため、市街地の再編整備や新たな市街地の整備を推進し、にぎわいのある都市の形成を図ります。

第6節 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち (市民に開かれ、ともに考え育んでいく都市の形成)

市民が意欲を持って市政や地域活動に参加し、お互いの役割と責任を果たしながら、協働によるまちづくりを目指します。

市民の創意と意欲をまちづくりに活かすため、多様な市民参加を進めるとともに、市民の自発的活動を促進します。また、地域の特性を活かし、市民の身近なまちづくりを展開するため、市民生活の基礎となるコミュニティの育成と活性化を図るなど、市民と行政の協働を基本にしたまちづくりを進めます。

また、男性と女性がともに平等に社会や地域の中で参画できる環境を整えます。

さらに、地域情報化のための基盤や各種情報システムの整備を行うことにより、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

第3章 施策の大綱

将来都市像の実現を目指し、次のとおり施策の大綱を設定します。

第1節 「いたわりあい」と「支えあい」の心に満ちたまち (子どもからお年寄りまで安心して暮らせる健康福祉の先進都市の形成)

1 生涯にわたる健康づくりの推進

すべての市民が「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送れるよう、保健・医療・福祉の連携による総合的な施策を推進するとともに、それぞれの年代に応じた健康づくりや疾病の予防事業などの充実を図ります。

また、市民が安心して暮らせるよう、地域保健医療システムの整備を進めます。

2 心のかよった社会福祉の推進

市民の社会福祉に対する多様なニーズに対応するため、地域に根ざした社会福祉体制の整備・充実を図ります。子どもを産み育てることに夢を持てる環境づくりや高齢者が明るく生きがいのある人生を送れるような環境の整備、障害者が自立し安心して日常生活が送れるようなまちづくりを進めます。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、市民、福祉団体、行政がそれぞれの役割を分担しながら、地域ぐるみで支えあう社会福祉を推進します。

3 安心した生活を支える社会保障の充実

社会保障の重要性がますます高まる中で、介護を社会全体で支えるしくみを整備するとともに、介護保険、国民健康保険については、適正な運営を行います。

また、援護措置が必要な市民が自立した生活を送れるよう、生活相談や指導の充実を図ります。

第2節 いつも身近に「安らぎ」が感じられるまち (自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成)

1 自然と共生した安らぎのある都市環境の創造

水や緑は、人々に安らぎや潤いを与え、さまざまな生命を育むなど、都市にとってかけがえのないものです。この環境を大切にするため、本市の貴重な財産である海や川や緑といった自然を活かしながら、市民が気軽に水にふれあえる水辺空間の保全・回復・創出を図るとともに、緑豊かなまちづくりを進めます。

また、環境に与える負担を減らし、人と自然とが調和した、環境と共生する都市（エコシティ）をつくります。

2 環境負荷の少ない資源循環社会の構築

環境に対する市民意識を高揚し、環境汚染を防止するほか、省資源・省エネルギーの推進に取り組むなど、環境負荷の少ない社会づくりを進めます。

また、市民の清潔で快適な生活を支えるため、ゴミの減量化やリサイクルを推進するとともに、きれいな川や海を取り戻すため、下水道などの整備を進め、自然のサイクルを大切にする循環社会の構築を図ります。

3 安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり

災害から市民の生命と財産を守るため、消防・防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを進めるほか、河川等の治水対策、公園の防災対策、建築物の耐震対策など、都市の防災機能の強化を図るとともに、危機管理の一元化を推進します。

また、生活衛生の向上や防犯対策の充実に取り組むとともに、良好な住環境の整備を図るなど、市民が安心して暮らすことのできる生活環境づくりを進めます。

第3節 文化を育み「豊かな心」と「生きがい」が実感できるまち (文化の薫り高い豊かな心を育む生涯学習都市の形成)

1 潤いと生きがいに満ちた生涯学習社会の構築

すべての市民が生涯にわたって自ら学び、考え、楽しむことができ、暮らしの中に生きがい・やりがいが感じられるよう、市民の多種多様なニーズやライフステージに応じたさまざまな学習機会や学習情報の提供など、生涯学習推進体制の整備を進めます。

2 文化、スポーツ・レクリエーションのまちづくり

個性豊かな市民文化の創造を図るため、地域に根ざした伝統芸能や文化財の保存・活用、優れた芸術に接する機会の提供や市民の自主的な文化活動を促進するとともに、すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ・レクリエーションが楽しめるよう、情報の提供や環境の整備を推進し、文化、生涯スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

3 心豊かにたくましく生きる子どもの育成

やさしさや思いやりを持って自ら考え、行動できる主体性や社会の変化に対応できる柔軟性を持ち、学び続ける意欲を伸ばし、夢や希望を持った個性豊かな子どもを育むため、創意と工夫に満ちた教育を推進します。

また、家庭・学校・地域の連携を強化し、次代を担う子どもたちが心身ともに健全に育つよう、教育環境づくりを進めます。

4 市民主体の国際交流の推進と世界平和

市民の主体的な国際交流をはじめ、文化、教育、経済等のさまざまな分野で、国際交流活動の積極的な展開を推進するとともに、市民と外国人が共生できる国際化時代にふさわしい地域社会の形成を図ります。

また、恒久的世界平和を目指し、さまざまな平和施策を通して、平和意識の高揚・継承を図ります。

第4節 活気あふれる「生き生き」とした暮らしのあるまち (市民生活と結びついた多様な産業が息づく都市の形成)

1 活力ある商業・工業・観光の振興

本市の特長である海辺・河川と既存の商業集積などの活用を図り、まちの活力を生み出すにぎわいを創出します。

商業、サービス業については、市民の日常生活の利便性を高めるため、駅前や既存商店街を中心とした商業環境の整備を図ります。

工業については、高付加価値化を進めるとともに、ベンチャー企業などの新たな産業の導入・育成を図ります。

中小企業については、安定的な経営の基盤強化を図ります。

また、労働者が意欲を持って働くことができるよう、労働環境を整備するとともに、就労機会の拡大を促進します。

2 魅力ある農業・漁業の振興

自然環境の保全という役割を踏まえつつ、新鮮な食料を安定的に供給するため、高い生産性を持つ都市農業を振興するとともに、市民とのふれあい農業の促進を図ります。

漁業については、生産基盤の整備などにより生産性の向上と経営の安定化を図るとともに、市民に親しまれる漁業として振興を図ります。

3 安心できる消費生活の確立

市民が安全で豊かな消費生活を営めるよう、啓発活動などを通じて消費者の自立を促すとともに、相談体制の充実などによる消費者保護を図ります。

また、省資源・省エネルギーやリサイクルの意識の高揚と普及を図ります。

第5節 都市の活力を生み発展し続けるまち (市民生活と産業の活動を支える都市基盤の形成)

1 船橋らしさを活かした都市づくり

美しい都市景観に配慮した長期的なまちづくりの視点に立ち、自然と都市との調和のとれた適切な土地利用の規制誘導を行いながら、エコシティやバリアフリー化に配慮し、本市の持つ貴重な海や川や緑、街並みや既存の都市施設等を活かした質の高い都市づくりを行うとともに、情報社会の進展にともなう基盤の整備を進めます。

2 海を活かした魅力あるまちづくり

海辺、河川、商業集積や文化財などの資源を活用しながら、有機的なネットワーク化を図り、市民の憩いの場や歩いて楽しめる界わいを整備するなど、市民にとって親しみと魅力のあるベイエリアを創出します。

3 安全で快適な交通体系の整備

市民生活にかかわりのある道路については、子どもから高齢者まで安心して利用できる人優先の道づくりを進めます。

また、各道路の有機的な連携に基づく道路整備を推進します。

さらに、バリアフリーに配慮した、だれもが安全で利用しやすい交通施設の整備・充実を図るとともに、豊富な鉄道網を中心としたバス路線の適切な誘導など、総合的な公共交通システムの構築を図ります。

4 魅力ある市街地の整備

市内の主要駅や市民に身近な駅を中心とした地区において、魅力ある拠点の整備や市街地などの開発や再編を進め、より利便性の高い市街地の形成を図ります。

第6節 新時代をひらく「創意」と「意欲」にあふれるまち (市民に関かれ、ともに考え育んでいく都市の形成)

1 市民とともにつくるまちづくり

市民の創意と意欲をまちづくりに最大限に活かすため、市民と行政がパートナーとしての役割と責任を果たしながら、ボランティア活動など、市民の自発的活動を促します。

また、より多くの市民がまちづくりに参加できる機会やしくみを確立するとともに、市政に係る情報の提供を行い、市民と行政の協働を基本としたまちづくりを推進します。

2 ふれあいに満ちたコミュニティの育成

町会・自治会を含めた地域での市民活動や市民同士の交流が自発的に展開されるよう、コミュニティ活動の基盤を整備・充実し、心ふれあう住み良い地域社会の形成を図ります。

3 男女共同参画社会の形成

男女がお互いに人間として尊重され、自立し、平等に責任を負いながら、家庭・職場・地域等あらゆる分野で個人の持つ能力が十分に発揮できるよう、男女平等意識の啓発や社会的条件を整備するなど、男女共同参画社会の形成を図ります。

4 高度情報社会の構築

地域情報化のための基盤整備や各種情報システムを構築し、市民サービスの向上と市民と行政との情報の交流・共有化を進め、豊かで快適な市民生活の実現を図ります。

第4章 構想推進にあたって

基本構想の実現にあたっては、次の基本的な姿勢に立って市政運営を推進していきます。

1 効率的で市民に分かりやすい行財政運営

計画に基づいた、効率的で市民に分かりやすい行財政運営を推進します。

事務事業や組織の合理化・効率化、自主財源の確保など、行財政基盤を充実・強化するとともに、長期的視点に立った健全かつ効率的な行財政運営を推進し、地方自治の確立を図ります。

2 広域的な連携

共通する行政課題や広域的な行政需要に対応するため、関係自治体との相互連携による広域行政を推進します。

本市が抱える多くの都市問題の解決にあたり、国・県・関係機関と連携し、相互協力を図ります。